

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の実施状況・公表事項

大船渡市 令和6年8月公表

女性活躍推進法に基づく大船渡市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）における実施状況及び公表事項について、次のとおり公表します。

1 主な取り組み内容

- (1) 女性職員の採用関係
 - ・職員募集サイトにおいて、女性が大船渡市役所で働くイメージを持てるよう、女性の在職職員の業務内容等を紹介した。
- (2) 女性職員の登用関係
 - ・人事異動の自己申告制度において申告した職員のキャリアデザインについてヒアリングした。
- (3) 仕事と家庭の両立関係
 - ・男性職員に育児休業等に関する情報を提供し、育児参画の取組を促進した。
- (4) 長時間勤務関係
 - ・事務事業の緊急度や優先度を見極めて統廃合や廃止を推進した。
 - ・特定職員に業務が集中しないように業務配分の平準化を図り、時間外勤務の縮減に努めた。
 - ・証明書発行についてワンストップ対応とする仕組みに変更し、窓口業務全体の効率化を図った。
 - ・各部の長時間勤務の状況を全庁で情報共有し、時間外勤務縮減の取組を推進するよう通知した。
 - ・時間外勤務の多い職場を対象に、人事担当がヒアリングを行い、課題解決に努めた。
 - ・業務の効率化に資する取組等を職員から募集し、業務改善に取り組んだ。

2 数値目標の達成状況について

数値目標（目標年次：令和7年度）

- (1) 女性職員の採用関係

《目標1》採用者の女性割合を50%程度にする。

R 5. 4. 2～R 6. 4. 1	55.6%
---------------------	-------

- (2) 女性職員の登用関係

《目標1》管理職（部長級、課長級）に占める女性割合を18%以上にする。

R 6. 4. 1	15.9%
-----------	-------

《目標2》監督職（課長補佐級、係長級）に占める女性割合を30%以上にする。

R 6. 4. 1	27.5%
-----------	-------

- (3) 仕事と家庭の両立関係

《目標1》男性職員の育児休業の取得割合を30%以上にする。

令和5年度	100%
-------	------

《目標2》男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%にする。

令和5年度	70.0%
-------	-------

《目標3》男性職員の育児参加休暇の取得割合を100%にする。

令和5年度	40.0%
-------	-------

(4) 長時間勤務関係

《目標1》職員1人当たりの各月の正規の勤務時間を超えて勤務した時間を12時間以下にする。

令和5年度	10時間45分
-------	---------

《目標2》職員の年次休暇の平均取得率を30%以上にする。

令和5年度	32.3%
-------	-------

3 女性の職業選択に資する情報

(1) 採用した職員に占める女性の割合（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

一般事務職員	25.0%	保健師	100%
社会福祉士	100%	学芸員	0.0%

(2) 採用試験の受験者に占める女性の割合（令和5年度中に実施した採用試験）

一般事務職員	40.0%	社会福祉士	100%
土木技術職員	0.0%	保健師	100%
電気技師	0.0%	学芸員	20.0%

(3) 職員に占める女性の割合（令和6年4月1日）

一般事務	28.8%	介護支援専門員	100%
土木技師	7.4%	学芸員	40.0%
建築技師	33.3%	保育教諭	100%
電気技師	0.0%	栄養士	100%
医師・歯科医師	0.0%	運転手	0.0%
看護師・医療技師	100%	用務員・作業員	5.9%
保健師	100%	調理員	100%
社会福祉士	100%	全体	35.1%

(4) 各役職段階にある職員に占める女性の割合（令和6年4月1日）

部長級	9.1%	課長補佐級	20.3%
課長級	18.2%	係長級	33.7%

(5) 職員の男女別の育児休業取得率（令和5年度）

男性	100%	女性	100%
----	------	----	------

(6) 年次休暇取得の状況（令和5年度）

平均取得日数	12.6日
--------	-------